

条例の論点整理について

No.	論点	着眼点	他都市の例 ※主に政令指定都市を中心に記述																																																														
1	目的	<p>(1) 現に生じている問題に対応した目的とする必要がある ⇒不快な声掛け、通行の妨げ、見苦しい、客引き同士や酔客とのトラブル</p> <p>(2) 現行法令とは異なる目的とする必要がある ※（参考）現行法令の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法：善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止 ・宮城県迷惑行為防止条例：人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穏を保持する ・飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（ぼったくり防止条例）：個人の身体及び財産に対する危害の発生を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保（川崎市） ・市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成（名古屋市） ・公共の場所における安心かつ安全な通行の確保（京都市） ・誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成（大阪市） 																																																														
2	規制行為	(1) どのような行為を規制対象とするか、また業種を特定して規制するか	<p>・「客引き」「客待ち」「勧誘」「勧誘待ち」を規制対象としている ⇒相手方を特定しない「呼び込み」や道路使用許可を取得して行う「チラシ配り」といった行為は、営業活動の一環であるとして、規制していない</p> <table border="1" data-bbox="1211 1106 2101 1401"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治体</th> <th colspan="4">規制行為</th> <th colspan="4">業種</th> </tr> <tr> <th>客引き</th> <th>客待ち</th> <th>勧誘</th> <th>勧誘待ち</th> <th>居酒屋</th> <th>カラオケ</th> <th>風俗営業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>新宿区</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	自治体	規制行為				業種				客引き	客待ち	勧誘	勧誘待ち	居酒屋	カラオケ	風俗営業	その他	川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	新宿区	○	○	○	○	○	○	○	×
自治体	規制行為				業種																																																												
	客引き	客待ち	勧誘	勧誘待ち	居酒屋	カラオケ	風俗営業	その他																																																									
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○																																																									
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○																																																									
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○																																																									
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○																																																									
新宿区	○	○	○	○	○	○	○	×																																																									

No.	論点	着眼点	他都市の例 ※主に政令指定都市を中心に記述
			⇒店舗や事業者等が従業員等に客引き行為を行わせることも規制している ⇒条例の目的を達成するため、業種を特定しない規制としている例が多い ⇒自店舗前1m以内での客引きは規制しない（大阪市）
3	禁止区域	(1) どこを禁止区域と設定するか、面指定とするか通り単位指定とするか (2) 禁止区域の外側で客引き行為について何らかの規制を設けるか (3) 禁止区域の指定・変更はどのように行うか	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ①客引き及び人の往来が多い地域 ②一体的に禁止区域とする事で、抑止効果が期待できる①の周辺区域 ・面指定（川崎市） ・通り単位指定（京都市・大阪市） ・全域で禁止（港区） <ul style="list-style-type: none"> ・禁止区域外では規制しない（名古屋市・大阪市） ・市内全域で客引き行為等を行わないように努める【努力義務】（川崎市・京都市） <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ審議会・学識経験者の意見を聴かなければならない（京都市・名古屋市） ・区域内の事業者等の関係団体の意見を聴く（川崎市） ・区域内の居住者等の意見を反映させるための適切な措置を講じなければならない（大阪市）
4	取締り・罰則等	(1) 違反者には罰則を設けるかどうか、また、罰則を設ける場合は、どのように罰することとするか	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の実効性を高めるため、行政上の秩序罰として5万円以下の過料を規定（川崎市・名古屋市・京都市・大阪市） ⇒過料は行政が徴収するものであり、警察は関与しない（資料3-2） <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な改善を促すため、違反者に対して指導、勧告、命令等の段階的な措置を行い、それでも違反した場合に罰則を科す（川崎市・名古屋市・京都市・大阪市）

No.	論点	着眼点	他都市の例 ※主に政令指定都市を中心に記述
		(2) 罰則以外に条例を遵守してもらうための方法はどのようなものがあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者だけでなく、その従業者を雇用している法人等についても過料を科す【両罰規定】(名古屋市) ・自治体の命令に従わなかった違反者の氏名等の公表を行うことができる(川崎市・名古屋市・京都市・大阪市) ・店舗場所提供者の土地又は建物の提供者に、公表内容を通知できる(名古屋市・大阪市) ・違反者の事務所や営業所等に職員が立ち入り、指導に必要な事項を調査できる(名古屋市・京都市・大阪市)
5	協働・連携	(1) 条例の実効性を高めるため、市民や地域、事業者とどのように協働・連携していく必要があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等の責務として、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わないための取組を自主的に推進する旨を規定(京都市) ・市民及び事業者等と協働して客引き行為等の対策に取り組む必要があると認める区域を重点区域とする(名古屋市)
		(2) 警察等の関係機関との連携をどのように行っていくか	<ul style="list-style-type: none"> ・違反行為をした者に関する情報等を関係機関に提供することができる(川崎市・名古屋市) ・必要に応じて関係警察署長等に対し、情報提供その他必要な協力を求めることができる(京都市・大阪市)